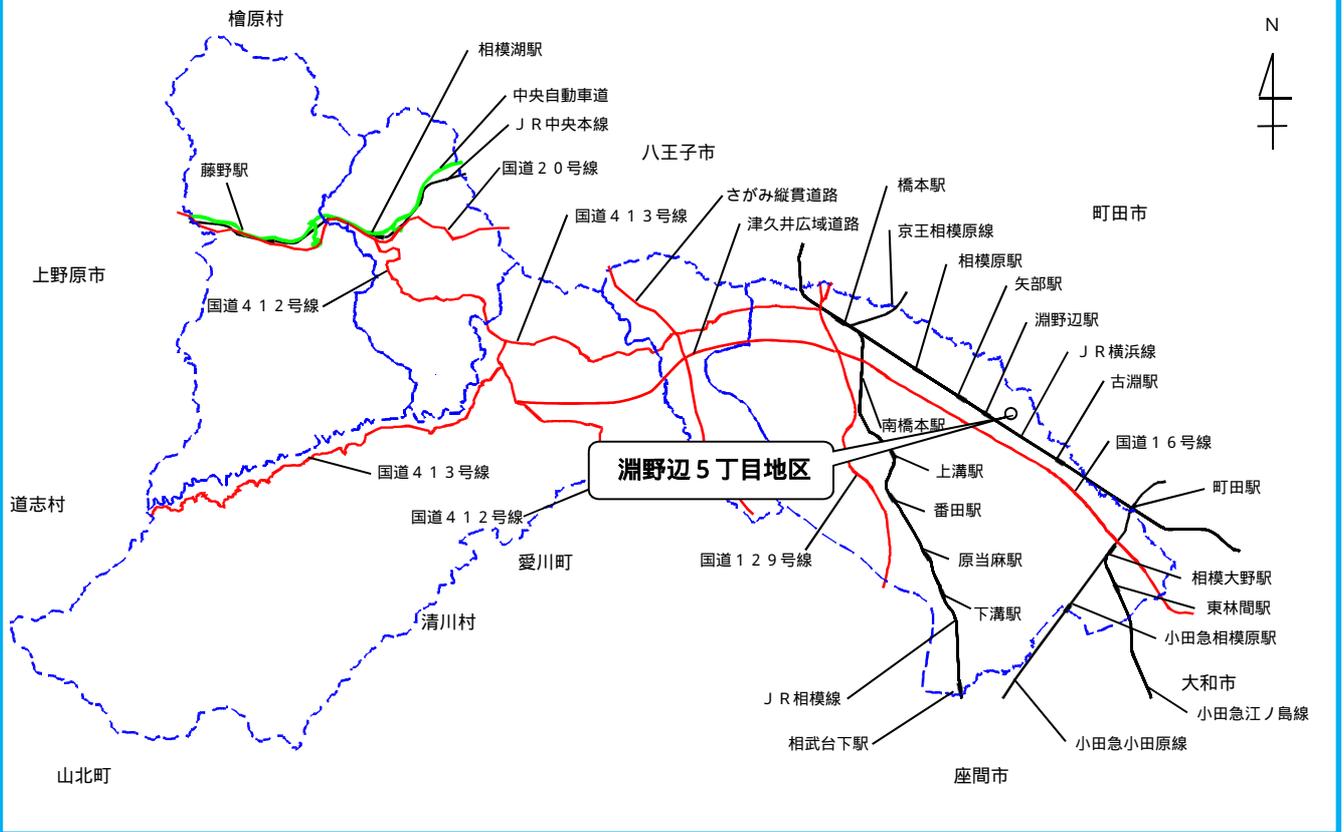


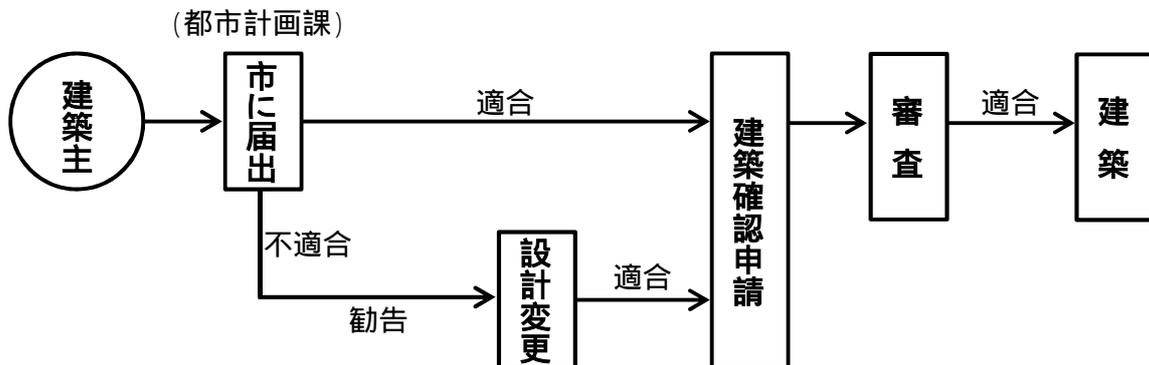
# 淵野辺 5 丁目地区 地区計画の概要



## 地区計画が定められた地区では

建築物の建築などを行う際には、建築確認申請に先立ち、これらの計画について市に届出（着手する30日前まで）が必要となります。

## 地区内で建物を建てる時には、次のような手続きが必要です。



淵野辺 5 丁目地区の地区計画についてのお問い合わせは・・・相模原市 都市計画課  
相模原市中央区中央2-11-15 電話042-769-8247(直通) FAX042-754-8490  
Eメール [toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp)

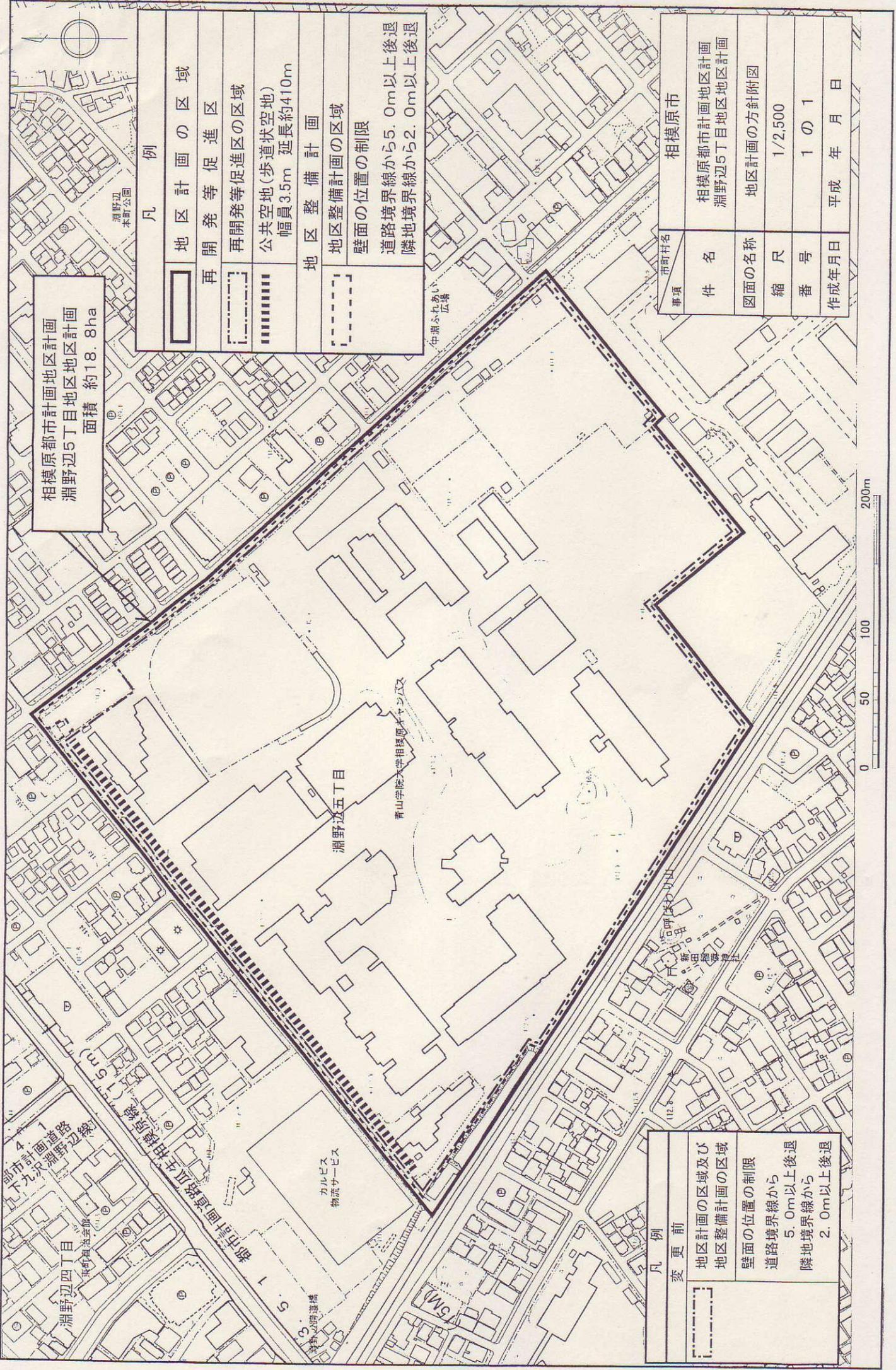
発行：相模原市

相模原都市計画地区計画  
淵野辺5丁目地区地区計画  
面積 約18.8ha

凡 例

	地区計画の区域
	再開発等促進区
	再開発等促進区の区域
	公共空地(歩道状空地) 幅員3.5m 延長約410m
	地区整備計画
	地区整備計画の区域
	壁面の位置の制限
	道路境界線から5.0m以上後退
	隣地境界線から2.0m以上後退

市町村名	相模原市
件名	相模原都市計画地区計画 淵野辺5丁目地区地区計画
図面の名称	地区計画の方針附图
縮尺	1/2,500
番号	1の1
作成年月日	平成 年 月 日



凡 例	
	変更前
	地区計画の区域及び 地区整備計画の区域
	壁面の位置の制限
	道路境界線から 5.0m以上後退
	隣地境界線から 2.0m以上後退

淵野辺 5 丁目地区 地区計画 決定事項

(平成 12 年 9 月 21 日決定)

(平成 19 年 2 月 23 日変更)

名 称	淵野辺 5 丁目地区地区計画	
位 置	相模原市淵野辺五丁目	
面 積	約 18.8 ha	
地 区 計 画 の 目 標	<p>本地区は、JR 横浜線淵野辺駅東南約 600 m に位置し、住宅市街地に囲まれた大規模研究施設の跡地を中心とした地区である。</p> <p>淵野辺駅周辺地域については、市内でも特に教育・文化施設が数多く立地していることから、その特色を活かした活気とにぎわいのあるまちづくりとともに地域に開かれた教育・文化・情報の発信拠点の実現が求められている。</p> <p>このため、本計画は、周辺環境に配慮し、適正な土地利用の誘導を行うことで、良好な都市環境の形成を図り、教育・文化・情報の発信拠点を形成することを目標とする。</p>	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	土 地 利 用 の 方 針	淵野辺駅周辺地域の、活気とにぎわいのあるまちづくりや教育・文化・情報の発信拠点の実現に向け、大学をはじめとした教育・文化施設の立地を誘導するとともに、周辺環境と調和した良好な市街地の形成を図る。
	都 市 基 盤 施 設 の 整 備 の 方 針	周辺環境に配慮するとともに、都市の防災性の向上やうるおいのある市街地環境の形成を図るため、安全で快適な歩行者空間を確保する歩道状空地などを適切に配置する。
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	市街地の環境に与える影響に配慮しつつ、教育・文化施設をはじめ地域に開かれた良好な施設立地を図るため、適切な建築物の誘導を行うとともに、環境を阻害するおそれのある建築物を制限するなど、建築物等に関する事項を定める。また、垣、柵の構造などについては、地域の環境に配慮したものとする。
	緑 化 の 整 備 に 関 する 方 針	うるおいのある市街地環境、都市景観の形成や都市防災などの観点から、既存樹木の保存を図り、さらに緑地等を適切に配置するなど、敷地内の緑化を推進する。
再 開 発 等 促 進 区	面 積	約 18.4 ha
	土 地 利 用 に 関 する 基 本 方 針	淵野辺駅周辺地域の活気とにぎわいのあるまちづくりや教育・文化・情報の発信拠点の実現に向け、周辺環境との調和に努め、大規模敷地としてのメリットを活用した土地利用を図るとともに、大学をはじめとした教育・文化施設の立地を誘導する。
	主 要 な 公 共 施 設 の 配 置 及 び 規 模	公共空地（歩道状空地） 幅員 3.5 m 延長 約 410 m

地 区 整 備 計 画	地 区 の 面 積	約 18.6 ha
	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 学校、図書館、博物館その他これらに類するもの (2) 病院 (3) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (4) ホテル又は旅館 (5) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (6) 寄宿舍その他これに類するもの (7) 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの (8) 公益上必要な建築物 (9) 危険物の貯蔵又は処理に供するもので建築基準法施行令第130条の9で準工業地域に定める規定を超えないもの (10) 前各号の建築物に附属するもの
	壁面の位置の制限	建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、5 m以上とし、隣地境界線までの距離は、2 m以上とする。 ただし、物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で、高さが3 m以下でかつ、軒の高さが2.3 m以下のものについては、この限りでない。
事 項	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の形態及び意匠は、良好な街並みを創出するため、都市景観に配慮したものとする。

「区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、主要な公共施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」